

会図録はもとより、『白沙宋墓』『南唐二陵』(一九五七年)、『浙南古画像石墓』(一九五六年刊)、『望都漢墓壁画』(一九五五年刊)、『輝県発掘報告』、『蔡侯墓遺物』(一九五六年刊)、『長沙発掘報告』(一九五七年刊)等の発掘報告から、『長沙漆器図録』(一九五五年刊)、『古代石刻画選集』(一九五七年刊)等の図録類まで、かぞえたてればいたつて多い。それに戦前たえて発表されなかつた安陽殷墟の発掘記録も、いろんなかたちで発表され、『小屯』第三本、陶器の上半も、一九五六年には刊行をみた。したがつて、これを一々点検することは、いまでは容易なことではなくなつてゐる。本誌が、以下の項目にわかち、ここに紹介しようとするのは、まさに、そのためであらう。

一、新出西周金文編年の諸問題

伊藤 道 治

西周青銅器銘文の研究特にその編年的な研究には、二つの大きな流れがある。一つは歴法を推定して一種の歴譜を復原し、これに銘文にあらわれる年月日・月象をあてはめて行く方法で、これには、呉其昌氏の『金文歴朔疏証』(一九三六年)と董作賓氏の「西周年歴譜」とが代表的である。二は、銘文中にあらわれる人名・歴史的事実・地名などによつて、銘文を幾つかの群にわけ、これを文献的な史料と比較し、更に群ごとの銘文の形式・字体・器形・文様などの相対的な関係をたどつて編年するもので、郭沫若氏『两周金文辭

大系』、貝塚茂樹氏『中国古代史学の發展』(一九四六年)、更に最近には陳夢家氏の「西周銅器断代」がある。この方法の何れが、出土遺物の研究により實際的なものであるかは言うまでもない。従つて、この論考では、その範圍を第二の方法に限つて述べることとする。

さて最近における青銅器銘文の研究は、陳夢家氏の「西周銅器断代」の発表によつて、新しい段階に入つたと考えられる。これまで、銘文の体系的な研究は、郭沫若氏の『两周金文辭大系』(一九三三年)を中心として行われていた。然るに最近になつて新しい資料が出土したり、或は私蔵されていた青銅器が学界に紹介されたので、こういう新資料を含めて、改めて体系的な研究を行う必要が生じた。これに先ず着手したのが、陳氏の論考である。この論文は『考古学報』第九冊から同第十四冊(一九五六年第四期)の六回にわたつて連載され、中絶してしまつた。従つてその全容は知り得ないが、孝王の時期即ち西周時代のなかばまで及んでいるので、この時期までの研究については、陳氏の論文を中心として眺めて見よう。但し陳氏のとりあげた銘文のすべてに言及することは、紙数の關係で不可能であるから、今回は出来るだけ、新出資料に重点を置き、他は、末尾にあげた附表を見られたい。またこの論考は樋口隆康氏の「新発見の西周銅器群とその問題点」と関連する所が多いので常に参照された。

新出或いは新紹介の資料のうちで、最も注目されるのは、何といつても、保卣・保尊、宣侯矢斝、召尊・召卣の三組の銘文で、何れも周初の東夷征伐に關係のある青銅器である。先ずこの三つの金文

についてながめて見よう。

1、保卣（保尊同文）

乙卯、王令保及一股東國五侯、徂「兄六品、蔑曆于」保、易賓、
用作文「父癸宗室寶璽、遘」于四方逾王大祀祫」于周。在二月既
望。

陳氏はこの器を武王時代のものと比定した^①。その理由は、1、股
と東國五侯とが、武王伐紂後に封せられた股の武庚と、周に属する
齊・魯・燕・管・蔡の五國に比定されること。2、この銘文が、股
末の卣其卣に類似する。3、この器形文様が成王時代までのもので
あるという三点である。これに対し、黃盛璋氏は、第2・3の理由
は、周初の器である理由にはなるが、武王時代とする理由とはなら
ないとし、更に第一の「股東國五侯」は股の東國五侯の意味で、こ
れは武王の死后、叛乱を起した淮夷を示すもので、多くの文獻に伝
えられる薄姑・徐・奄などをしめすとし、従つてこの器は、成王時
代のものであるとした^②。郭沫若氏もこの説に従い、成王時代とす
る。このような差異が生じたのには、今一つ銘文の読み方で、異つ
た解釈をした点に大きな理由がある。それは黃氏の指摘している所
で、第一行の「王令保及」の及字を如何に解釈するかに存する。陳
氏はこの及字を名詞を併列する時の接続詞と解するに對し、黃・郭
兩氏はこれを逮捕するという動詞に解釈したわけである。若し陳氏
の如く、接続詞とすると、この保（後述）と股東國五侯とが同時に
周王の命を受けたことになる。成王の初年には東の淮夷が股の子孫
の武庚と共に叛乱を起しているの、王命を受けて行動することは
あり得ない。従つて、成王より前の武王時代となり、而かも周と政

治的に親しい關係の國である必要から、武庚・齊・魯などを比定し
たと想像される。然し黃氏も指摘する如く、「及」字を接続詞とし
て使用するの、恭王時代の格伯段に始めて見え、また股代の卜辭
にもこのような用例はないことから考えると、これは追捕の意味で
ある。従つてこれは保が王命を受けて、叛乱を起した東夷を追捕し
たことを示すことになる。

このように、この銘文の内容は、周と東方との關係を示すもので
あり、歴史的な事実から言えば、黃・郭兩氏の成王時代説のほうが
より妥当なものと見えよう。然らばこの器の製作者である保とい
うのは如何なる人物であろうか。黃・郭兩氏は召公奭に於て、史記周
本紀の「召公為保、周公為師、東征淮夷、踐奄、遷其君薄姑」を引
用する。即ち大保の官になつた召公のことであり、旅鼎・大保段・
作冊大饗などに見える大保と同一の人物と見るのである。これに對
し、陳氏は、作器者が自己を呼ぶ時には自己の名を書き、これに官
名を附加することはあつても、官名だけで己を呼ぶ例はないとの見
解に立つて、保は官名ではなく、個有名詞であるとし、これを令彝
にあらわれる「周公于明保」、「明公」の明保であり、作冊卣の
明保、明公段の明公と同一人物で、周公旦の次子君陳であるとした。
この陳氏の保を個人名とする考えにも、黃氏の如くには根拠薄弱と
してしまふことは出来ない点があるから、これを何れに決定す可き
かは急には断定出来ない。然し、陳氏が成王時代とする明公段にも
「唯王令明公遣三族、伐東國云々」とあるのと併せ考えると、陳氏
の如くこの保卣の保が明保・明公と同一人物とするならば、成王時
代とす可きものではなからうか。

2、宜侯矢斿

佳四月辰才未、□□玟王。」成王伐商國、遂省東或國、□王卜於宜、齊侯□鄉。王命虔侯矢曰、□侯於宜、□易盞鬲一卣、商鬲一、斿彤彤一、□矢百、□旅弓十、旅矢千。易土、畢川二百、□畢□百又□、畢小邑卅」又五、□畢□百又卅。易才宜。」王人□□又七里、易奠七白、□人□□又五十夫、易宜庶人」六百又□□又六夫。宜侯矢揚「王休乍虔公父丁斿斿。」

一九五四年六月、他の十個の銅器とともに江蘇省丹徒縣煙墩山から出土したもので、同出他器との時代的な関係については、すでに樋口隆康氏によつて紹介されたので、ふれない。^⑥この銘文は、洛陽出土の令毳・令彝と同じ矢令によつて作られたので、出土と同時に大きな注目を惹いた。而かも、銘文には、矢令に対する土地・人民の賜与が詳細に記録されているので、当時の社会史の資料としても重要なものである。

この銘文の時代については、成王時代とする郭沫若・陳夢家・陳邦福氏の説と、康王時代とする康蘭氏の説がある。前説は、作者者の矢が、令彝・令毳と同一人物であり、令彝とこの宜侯矢とが共に父丁のために作られていること、内容的には令毳と共に成王時代の東夷征伐と関係があることを根拠としている。これに対し唐氏は一代のちの康王時代とする。この二説は、第一・二行にかけての□□玟王成王伐商國の九字を如何に解するかによつて分れる。陳氏は武王で断句し、郭・唐両氏はこれを一句として読むが、郭氏は「武成皆生号而非死諡、成王生時已称成王、不能視為器出成王以后之証」という。唐氏はこれに批判を加え、死んだ王と現存の王とを併列して

呼ぶのは不適當である。寧ろ小孟鼎・作冊大鼎と同じく武王・成王はともに祖父を併列して呼んだものと解し、従つてこの器は康王時代とす可きであるとする。また民を賜与する記事も孟鼎と類似し、この点からも康王時としたほうが妥當であろうとするのである。陳氏の如く、□□玟王を一句とする場合は、上二字が破壊されて不明とはいへ、意味がとりにくく、孤立してしまふ。また郭氏の説に対しても唐氏の如き批判がある。然し唐氏の説も、令彝・令毳及び作冊大鼎との関係で、一概に肯定することは出来ない。即ち、作冊大鼎の作者者大は、令毳・令彝の作者者矢令の子の世代に当り、而かも作冊大鼎が康王初年の製作と考える説もあるから、簡単に康王時代とするのも危険である。銘文の解釈の点で、多少疑問は残るとしても、成王時代とするのが妥當であらう。

3、召尊（召卣同銘）

唯九月在炎旨、甲「午白懋父賜召白」馬、每黃、髮微、用泉」不杯。召多用追于「炎、不簪白懋父友」召万年永光、」用作鬲宮旅彝。」

この器は、同銘の尙と共に解放後に紹介されたもので、出土の場所時期は不明である。陳氏以外にはこの器をとりあげた論文はないが、^⑦成王初年の東夷征伐に重要な位置を占めた白懋父があらわれるから、成王時代のものであることには間違いない。而かも令毳と同じ時に作られたものであることは、共に同年の九月に炎（山東省郟城縣西廩）の地で、賜与を受けたことで明らかである。この二器を比較すると、東征の時、この炎の地で、周の軍隊の大集結が行われたことが明らかである。従つてこの器については時期的な問題はな

い。この器と同名の作者による召鬪器（郭氏は召鬪と呼ぶ）もやはり成王時代のものであり、郭氏も「大系」の新版では、孝王時代（旧版）から成王まで時代をあげている。

さてここで、白懋父の諸器について述べよう。上にあげた器のほか、小臣譚・呂行壺・小臣宅・御正衛・御正衛などによつて、この人物が成王時代の有力な將軍であつたことが分るが、この人物があらわれる師旂鼎を、陳氏は康王初期のものとした。その理由は、陳氏によると、文様の点にあるようである。然るに郭氏はこれを成王時代とする。その理由は、白懋父があらわれること、及び陳氏が旂と積した字を旅と積する点である。即ち旅と積すると、この人物は旅鼎の作者・旅と同一人となり、更にこの旅鼎は大保と関係して来る。いまこれを拓本について見るに、師旂鼎の旂は明らかに旂であり、旅鼎の旅とはことなる。従つて積字の点では、明らかに陳氏の説が正しいであろう。然しここで問題として残るのは、師旂鼎に出る中なる人物で、この人物は湖北省孝感県出土の所謂安州六器の作者中と同一人物と考えられることである。従つて、師旂鼎とともにこの安州六器を康王頃に置き得るかというのである。そしてこの中の諸器が南の虎方即ち徐淮の地方を征伐した時のものであることは如何なる意味をもつものであろうか。

さて陳氏はこの師旂鼎を康王時とするともこれと関連して、邁・斲・斲・斲など師斲父・白犀父・斲の三人を標識とする一群の銅器を康王時代とした。郭氏はこれらの銅器を穆王時代とする。これらを何れに決定するかは、銘文自体には直接の根拠となるものは存しない。郭氏が穆王時とするのは、後漢書東夷伝にある穆王が

淮夷を討つたという伝説に依拠している。而かも郭氏は、斲鼎の考釈において、この器形が、郭氏の成王時代とする（即ち郭氏の師旂鼎）師旂鼎とすこぶる類似することを注意し、二器が時代上あまりへだたりがないと推定し、またたの邁・斲なども、器形・字体が周初の風を失つていないと注意している。陳氏は郭氏のこの但し書きを出発点とし、師旂鼎を康王時代にさげ、これと殆んど同時代であるとして邁・斲の一群を康王時代にまであげたわけである。そして師斲父を白懋父より多少後の人であろうとした。私がここで注意したいのは、この師斲父の一群がやはり、南方の徐淮を征伐した時のものであることである。即ちこの点で、邁・斲などの一群が安州六器と関連する可能性を、銘文内容にもつていることである。そして邁・斲が山東省黄県萊陰から出土していることも興味あることであるが、東夷南夷征伐と山東半島との関係については、貝塚茂樹氏の「殷末周初の東方経略について」（『中国古代史学の発展』所収）を参照されたい。

そしてこの一群を陳氏の如く康王時代に置くことが可能であるとすると、西周の勢力の発展が明確にあつてつけられる。即ち武王によつて殷を倒した周は、次の成王時代に東方へ進出し、更に康王の時代になつて南方への発展が行われたのである。そしておそらく、南方への進出は継続して行われたと考えられる。それは前に述べた宜侯矢斲を出土した江蘇省丹徒県の墓が、穆王時代に造られたと考えられるからである。この東方、南方への進出は、大規模な軍事力の動員によつて可能となつたものであることも想像に難くない。またこの江蘇省丹徒県の青銅器群―宜侯矢斲を除く―が、長安普渡村の

銅器と非常によく類似することは、^⑩丹徒の青銅器がどこで作られたは別として、西周の根拠地と緊密な関係が遠隔な地と結ばれていた証拠となる。西周の歴史は、殷の歴史にくらべ不明な点が多い。然してこういつた軍事的な組織力と行動力をもつ王朝であつたことを想像させる。西周の歴史は、決して単なる伝説の世界ではない。昭王南征して帰らざるの伝説も事実であり得た筈である。こういつた点で、西周史の再構成が、銘文の編年によつて可能になつて来るであらう。

次に戦後陝西省から出土した西周中期—陳氏のいう—の銘文について述べよう。一は長安普渡村から出土した長白盃、二は郿県李家村出土の馬形盃等と盃方彝とである。

一 佳三月初吉丁亥、穆王「才下減庶、穆王鄉醜、即「井白大祝射、穆王蔑長」由、以来即井白、井白氏寅不」茲、長由蔑曆、敢对揚天「子不杯休、用肇作尊彝。」

二 a、佳王十又二月、辰才甲申、王「初執駒于版。王乎師虜召」盃。王親旨盃、駒易兩」……中略……敢对揚天子之休、余

用作朕「文考大中宝尊彝。盃曰其 以下略（尊）」

b、唯八月初吉、王各于周廟。穆公「又盃立中廷北鄉。……」中略……王休用作朕文祖益公宝（尊彝） 以下略（彝）」

一の盃の時代については、その銘文に生称の穆王を含んでいるので、穆王時代のものとするのは諸家同じである。^⑪二の盃の器については、1、盃彝を厲王時代、馬形尊をそれよりやや下がるとする史樹青氏らの意見と、2、馬形尊を孝王初年、彝は孝王時代であるが、馬形尊より遅いとする李学勤氏の説、及び3郭氏の懿王時代説とが

ある。^⑫この盃の諸器には、馬形尊に師虜なる人物があり、方彝に穆公の名があらわれる。この何れを標識にとるかによつて各種の説が生ずる。穆公と関連させると同名は戡段（郭氏は宣王とす）や禹鼎（郭氏は夷王とす）と関係し、これが史樹青氏らの根拠となるのである。然るに郭氏も指摘することく、穆公という名は、必ずしも一人ではない、父子通じて使用し得るものである。従つて時代決定の標識とはなし得ない。寧ろ個人名である馬形尊の師虜を標識とすべきであつて、この人物は郭氏が、懿王時代とする師遠段・師遠方彝の作者である師遠と同一人物なのである。従つて郭氏は、盃の諸器を懿王時代と推定した。李氏の説は、郭氏と殆んど同じ説であるが、ただ師遠段などを懿王か孝王か断定出来ないとして、一応孝王時代にさげたわけである。厲王時代とする史氏らの意見は、器形の面から見ても肯定出来ないものであるが、所謂西周中期のうちで何王の頃に置くかは、銘文の上では師遠段の時代を何時に置くかにかかつていない。そこで今一度陳氏の「西周銅器断代」にもどることとする。

陳氏は、長白盃を穆王時代に置くことは、郭氏らと同じであるが、師遠段については、郭氏より更に一代前の共王時代に置くのである。^⑬その理由は、銘文自体の標識によつて決定されるものではない。寧ろ字体の相対的な編年より行われたものである。これに対し郭氏の懿王代説は、頌鼎を恭王時代とし、その三年五月に新宮を造営したのに対し、師遠段には、三年四月……、王在周、客新宮とあるから、当然この三年は恭王である筈はなく、次の懿王である筈であるとした。然しながら、頌鼎を恭王とする郭説に対しては、容庚

氏の批判があり、単に新宮营造ということだけから、恭王とするのは、何ら根拠はないとし、器形・字体などから西周後器(宣王時代)とする。④金文の編年の研究には、決定的な史料というのは少く、銘文の内容から幾つかの群別に分けられるとしても、その群と群との排列は、相対的なものなのである。然しこの長白盃の出土は、その点で、大きな意義があつた。この盃が穆王時のものであることはまづ誤りない。更にこの盃銘には井伯なる人物があらわれる。この井伯なる人物は、また郭・陳氏ともに共王時代とする利鼎(郭氏の長利鼎)・趙曹鼎・師虎鼓などにあらわれる人物である。若しこの白盃と利鼎などの井伯が同一物であるとするならば、この二つの器は、穆王或いはそれに近い時代のものとなる。而かも利鼎の作者である利は、また師遼方彝にもあらわれる人物であるから、井伯と利と師遼との三人の人物を標識とすることによつて、長白盃・利鼎群・師遼方彝群・盃尊群という四つの器群が、穆王或いはそれに近い前後の時代に作られたことになる。従つて、王の在位期間と、一人の人物の生存期間の平均的な長さまでの程度までに認めるかによつて変化はあるが、穆王と共王時代にこれらの器群を置くほうがより妥当であろうと考えられる。この点は白懋父の諸器も同じである。

以上において西周前期金文編年の問題についての考察を終るが、上述の通り、金文の編年は、群にわけけることにはある程度確実であつても、群と群とを結びつける段になると色々な問題が生じる。この溝を埋めるためには、器形・文様などの相対的な研究が大きな比重をもつて來ることが注意されねばならない。

陳氏の論文は可成りの量に達し、更に西周の都邑・諸國・冊命制

度など多方面にわたつていたので、簡単に紹介することは不可能である。また色々疑問となる点もあるが、現在はずべて省略する。ただ最後に歴法の点で重要な資料があるので、ここに紹介して置く。それは月象に関するもので、董作賓氏などの曆譜の復原、これによる金文の編年にも重要な資料である。解放前に洛陽から出土したと伝えられ、陳氏が成王時代とする作冊鬲直には同年の二月既望乙亥(干支番号12)と四月既生霸庚午(7)の二つの日支を含んでいる。陳氏はこのほか召誥・康誥・晉鼎(六月既望乙亥12・次年四月既生霸丁酉34)・令鼓(九月既死霸丁丑14)・令鼓と同時の召尊(九月甲午31)・令方彝(八月甲申21・十月月吉癸未20)を使用し、1、これらの月象はあるきまつた日(定點)を示すものである。2、既死霸は初一日。3、月吉・初吉は初三日、4、既生霸は十二・三日、5、既望は満月であると推定した。この月象の解釈については、古く劉歆の説をはじめ、王国維・新城新蔵、近くは董作賓・藪内清氏の論考がある。この点も将来の研究課題であらう。

尚お引用の釈文は、盃尊・盃方彝を郭沫若氏により、他は陳夢家氏「西周銅器断代」にのせられたものによつた。個々の釈文・釈字の検討は後日にゆづる。

- ① 陳夢家「西周銅器断代」(一)(考古学報第九冊)
- ② 黄盛璋「保卣銘の時代与史実」(考古学報一九五七年第三期)
- ③ 郭沫若「保卣銘釈文」(考古学報一九五八年第一期)
- ④ 陳夢家「殷虚卜辭綜述」一一一頁に對する黄氏の批判である。
- ⑤ 王令保の保は官名か人名であるかは不明であるが、蔑曆于保の

場合には、先づ人名である。蔑曆の対象になる場合は個人名或いは官名を加えた個人名を書くのが普通である。白川滄「蔑曆解」（甲骨学第四・五合併号）参照。

⑥ 郭氏は明公・明保を周公旦の子魯侯伯禽に比定し（大系考釈）、貝塚氏は「周の公子である明保」と読み、明と旦とは意義が通じるので周公旦その人とする（中国古代史学の發展）。陳氏は明保・明公の明を保の食邑の地名としている。

⑦ 樋口隆康「新発見の西周銅器群とその問題点」（東洋史研究第十六卷三号）

⑧ 郭沫若「矢戣銘考釈」（考古学報一九五六年第一期）

陳夢家「宜侯矢戣和它的意義」（文物參考資料一九五五年第五期）、「西周銅器断代」(一)。

陳邦福「矢戣銘考釈」（文物參考資料一九五五年第五期）

唐蘭「宜侯矢戣考釈」（考古学報一九五六年第二期）

⑨ 郭沫若「两周金文辭大系考釈」

⑩ 陳夢家「西周銅器断代」(一)（考古学報第十冊）

⑪ 陳夢家「西周銅器断代」(四)（考古学報一九五六年第三期）

⑫ 郭沫若「两周金文辭大系考釈」

⑬ 容庚「商周彝器通考」・「金文編」も陳氏に同じ。但し時代は孝王。

⑭ 註⑪

⑮ 註⑬

⑯ 樋口前掲論文。なお樋口氏もとりあげられた江蘇省儀徵縣被山口出土の銅器群も当然考慮される可きものである。

⑰ 樋口前掲論文。

⑱ 郭沫若「長由盃銘釈文」（文物參考資料一九五五年第二期）李

重農「長由盃銘釈文註解」（考古学報第九冊）

陳夢家「西周銅器断代」(四)

⑲ 史樹青等「益尊、益彝及驟駒鬲釈文」（文物參考資料一九五七年第六期）

李学勤「鄆縣李家村銅器考」（文物參考資料一九五七年第七期）

郭沫若「盞器銘考釈」（考古学報一九五七年第二期）

なおこの銘は非常に珍しいものである。楊向奎氏が「釈駒駒」として歴史研究一九五七年第十期でとりあげている。

⑳ 陳夢家「西周銅器断代」(六)（考古学報一九五六年第四期）

㉑ 容庚「武英殿彝器圖録」・「商周彝器通考」

㉒ 陳夢家「西周銅器断代」(二)

㉓ 王国維「生霸死朔考」（觀堂集林）

新城新蔵「周初の年代」（東洋天文学史研究）

董作賢「金文中生霸死朔考」（傳故校長斯年先生論叢論文集）

「西周年曆譜」（中央研究院歷史語言研究所集刊第二十三本下冊）

戴内清「殷曆に関する二・三の問題」（東史研究第十五卷二号）

最後に附載した表について説明する。この表1は陳夢家氏の「西周銅器断代」によつたものであるが、標識は陳氏の説以外に、適当と思われるものを筆者が追加した（但し器形・文様・字形などはすべて陳氏の説）。群別は以上の標識によつて筆者の行つたもので、個々の器については表2によつて検索された。

表1、時代対照表

		陳		標		群		別		郭沫		吳其		董作	
		夢家時代		識		別		郭沫		吳其		董作			
武王	1 天亡	殷	文王(紀の対象)						武王	年	武王三				
成王	2 保	貞	殷保(明保) 殷東或五侯		①				武王						
	3 小臣單	觶	周公・克商		② ③				武王						
	4 康侯	觶	伐商邑、康侯 圖、清司土 遷		② ④										
	5 宜侯矢	觶	矢(矢合)、丁 公、伐商圖、 沓東或		② ⑤ ⑥ ⑬										
	6 翌方	鼎	周公 伐東夷		③ ⑥										
	7 旅	鼎	伐大保(明保) 伐反夷		① ⑥				成王						
	8 小臣謙	觶	白懋父 征東夷		⑥ ⑦				成王						
	9 甕	鼎	伐東反夷		⑥ ⑧				成王						
	10 寧	鼎	伐東夷 濞公		⑥ ⑨				成王						
	11 明公	觶	明公、魯侯 伐東或		① ⑥ ⑩				成王						
	12 班	觶	毛白、文王孫、 伐東或		⑥ ⑧				成王						
	13 禽	觶	高(魯侯伯禽) 伐楚侯		⑩ ⑪				成王						
	14 匭	尊	征楚		⑪				成王						
康王	48 魯侯熙	鬲	魯公(魯公) 魯公(魯公)		⑩										
	47 小臣靜	貞													
	46 史獸	鼎	魯公 魯公		⑨										
	45 爾	鼎	魯公												
	44 耳	尊													
	43 彝	尊	魯公(康公) 魯公(康公)		④										
	42 小子生	尊													
	41 井侯	觶	魯公(井侯) 魯公(井侯)		⑫										
	40 盂	觶	文侯、器形												
	39 應	觶	文侯、器形												
	38 北子方	鼎	魯公(魯公) 魯公(魯公)		⑬ ⑭ ⑯ ⑰ ⑱										
	37 史叔隋	器	王(魯公) 王(魯公)												
	36 臣卿	鼎	魯公(魯公) 魯公(魯公)		⑲										
	35 士卿	尊	魯公(魯公) 魯公(魯公)		⑲										
	34 蔡	觶	魯公(魯公) 魯公(魯公)												
	33 孟	爵	魯公(魯公) 魯公(魯公)		⑳										
	32 獻侯	鼎	魯公(魯公) 魯公(魯公)		㉑										
成王									成王						
昭王									成王						
康王									成王						
穆王									成王						

